

税のお知らせ

4月の納税等

固定資産税／前期・第1期

保育料／4月分

納期限／4月30日(火)

納期限内の納付にご協力ください。
納付書にe-L・QRが印字されている場合は、スマホ決済アプリや地方税お支払いサイト(クレジット納付)を利用して納付が可能です。また、e-L・QRに対応した全国の金融機関で納付が可能です。納付には口座振替の利用もできます。

固定資産税について

固定資産税は、毎年1月1日に土地、家屋、償却資産(これらを総称して「固定資産」といいます。)を所有している方がその固定資産の価格をもとに算定された税額をその固定資産の所在する市町村に納める税金です。

固定資産税は、基礎的な行政サービスを提供する市町村の財政を支える基幹税目として、重要な役割を果たしています。

納め忘れないようにお願いします。

土地・家屋価格等 縦覧帳簿の縦覧について

●期間

4月1日(月)～4月30日(火)
(土曜・日曜および祝日を除く)

●時間

午前8時30分～午後5時

●場所

総務部税務課

家屋評価にご協力ください

家屋を新築、増築された場合、その部分について固定資産税が課税されます。この課税のために行う調査が「家屋評価」です。

この調査は、契約書や平面図などの書類を確認させていただいたうえで、実際に建物の外部・内部の使用資材等を調査します。

課税の基礎となる「評価額」を算定する重要な調査となりますのでご協力をお願いします。

順次、この家屋評価を行っています。ですが、留守が多い方は、ご連絡いただければ日程を調整し調査に伺います。

●家屋を取り壊された場合

家屋を取り壊された場合、「家屋滅失届」を早急に提出してください。

提出がないと、そのまま課税されますのでご注意ください。

ただし、法務局において滅失登記の手続きをされた場合は提出不要です。

●問合せ先

総務部税務課



税務署からのお知らせ

毎年4月は20歳未満飲酒防止強調月間です。

20歳未満の者の飲酒は法律で禁止されています。

令和4年4月に民法の成年年齢は18歳に引き下げられましたが、お酒に関する年齢制限は20歳のまま維持されています。

●問合せ先 津島税務署 ☎26-2161